

電子契約について（お知らせ）

本件は、電子契約の対象案件となります。落札者決定後、市から落札者に対し、電子契約の希望の有無を確認しますので、電子契約を希望する場合は、以下の手順により手続きをお願いいたします。なお、希望しない場合は、紙による契約締結となります。

1 電子契約利用申請

電子契約の締結にあたっては、使用するメールアドレス等を確認する必要があります。そのため、電子契約を希望する場合は、落札者決定後速やかに、**契約案件ごと**に以下のリンク（岩手県電子申請システム）から電子契約利用申請を行ってください。なお、契約種別により申請フォームが異なりますので、該当する契約種別ごとに以下のリンクから申請してください。

○電子契約利用申請フォーム（岩手県電子申請システムへのリンク）

- [電子契約利用申請（建設工事・建設関連業務委託）](#)
- [電子契約利用申請（物品の買入れ等）](#)

※ 電子契約利用申請を行うには、岩手県電子申請システムの利用者登録が必要です。利用者登録の詳細については、同システムのヘルプをご確認ください。

なお、利用者登録時に設定した利用者 ID およびパスワードは、今後、別の案件において電子契約を希望する場合や、同システムを利用した他の手続きにおいても使用するものとなりますので、大切に保管してください。

2 電子契約サービス（GMOサイン）による契約締結

- (1) 市が電子契約利用申請を確認した後、電子契約サービス（GMOサイン）から、利用申請時に「電子契約締結用メールアドレス」として登録されたメールアドレス宛てに、契約書類の確認依頼メールが送信されます。メール内の「文書を確認する」をクリックいただき、電子契約サービス上で契約書類の内容確認及び署名を行ってください。
- (2) 事業者による署名の完了後、市が契約書に記載された契約締結日当日に署名を行います。市が署名を行いますと、契約手続きは完了となり、GMOサインから署名完了のお知らせメールが送信されます。メールに記載された「ダウンロード」リンクから、締結済み文書をダウンロードしてください。

※締結済み文書のダウンロード期限は 14 日間となりますので、期限内に必ずダウンロードをお願いいたします。

なお、電子契約に係る詳細につきましては、盛岡市公式ホームページでも御案内しておりますので、御確認ください。

【盛岡市ホームページ】電子契約サービスの導入について（広報 ID : 1055711）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shigoto/keiyaku/oshirase/1055711.html>

電子契約事務フロー図

